
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 242 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 242 回金融商品専門委員会（2025 年 7 月 16 日開催）において、次の会計基準の文案又は改正案に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

(1) 金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針（以下「予想信用損失適用指針」という。）

(2) 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）

(3) 移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）

(4) 企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「時価開示適用指針」という。）

(5) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「収益認識適用指針」という。）

(6) 企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）

聞かれた意見

（予想信用損失適用指針の文案についての意見）

2. 「当座貸越契約及び貸出コミットメント」を「当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約」とした上で、略称定義を「貸出コミットメント等」とする修正に同意する。

3. 第 22 項の定めのみからは、クレジットカード契約が貸出コミットメント等の範囲に含まれることが明確ではないと考える。この点、他の箇所において追加の説明を記載するか確認したい。
4. 貸出コミットメント等のうち取消不能のもののみが予想信用損失を認識する対象となると考えられるものの、第 22 項の「取消不能のコミットメントの当事者となった日を債権等の発生認識の日として、予想信用損失を認識する」という記載のみでは、この点を理解しにくいと考える。このため、予想信用損失を認識する対象は貸出コミットメント等の定義より狭い範囲となる可能性があることを結論の背景等に記載して頂きたい。
5. 第 65 項の「貸付金及び重要な金融要素を含む債権」の「債権」は、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じる債権に限定されるのか、未収入金等も含まれる一般的な概念なのか理解しにくいと考える。前者の場合、未収入金等が定め範囲に含まれないことに違和感がある。一方、後者の場合、重要な金融要素を含む債権は貸付金を含むものと考えられるため、「貸付金及び重要な金融要素を含む債権」という表現に違和感がある。この点、金融商品会計基準（注 9-4）にも債権という用語が含まれるため、あわせて検討して頂きたい。
6. 債権等の直接減額の定めに関し、信用リスクが著しく増大していない債権等を翌期に直接減額した場合で、かつ対応する貸倒引当金の識別が難しい場合には、これまでの実務の通り貸倒引当金の洗替えを通じて結果的に会計処理されることとなるのか確認したい。
7. IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）においては、「直接償却」と「直接減額」という 2 つの用語が用いられていると認識している。この点、第 66 項以降において「直接減額」という用語に統一していることに異論はないものの、この趣旨を確認したい。
8. 貸倒引当金の表示の定めを加えることに同意する。ただし、貸倒引当金以外のオフバランス項目の引当金の表示について実務上議論となることが懸念されるため、結論の背景等においてこの点について記載することを検討して頂きたい。
9. 第 77 項の「貸出コミットメント等部分に係る予想信用損失を債権に係る予想信用損失と一括して注記する」という部分について、第 36 項の定めと不整合となる可能性があると考えられる。この点、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」B8E 項は、「一括して認識」と定めているため、「注記」という文言を用いることが適切か検討して頂きたい。

10. 子会社に対する貸付金や債務保証については実務上の負荷があるものの、IFRS 第9号の適用後レビューの状況も踏まえて単体でも同じ定めを用いることについて、結論の背景又は「公表にあたって」に記載する予定か、検討の方向性を確認したい。

(金融商品会計基準の改正案についての意見)

11. 第14項の貸付金代替性私募債について、形式的に分類できないと解釈が分かれて実務に負荷がかかることが懸念される。また、同一グループの証券会社が募集したグリーンボンドの取得の事例等で混乱が生じる可能性も考えられるため、「銀行が総額引受人として引き受けて保有する」という形式的な要件を明確に定めることに同意する。
12. 第26-2項への市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントについての記載の追加について、このようなコミットメントは一般的ではないという意見が聞かれたものの、国際的な会計基準と平仄を合わせることを優先したことを結論の背景等に記載して頂きたい。
13. 第68-3項の貸付金代替性私募債についての結論の背景の記載について、検討の経緯を承知していなくとも容易に改正内容を理解できるように、従来は有価証券としていた分類及び測定を見直して貸付金に含めて取り扱うこと及び予想信用損失モデルの適用対象とすることを明示することが考えられる。例えば、「貸付金代替性私募債の定義に関する文脈を受けて、貸付金代替性私募債はその経済的な実質が貸付金とほぼ同一と考える。したがって、20XX年改正会計基準において、貸付金代替性私募債は貸付金と同様に予想信用損失モデルの適用範囲に含めるとともに、20XX年改正前の会計基準では有価証券とする取扱いを見直し、貸付金に含めて取り扱うこととした。」と修文することが考えられる。
14. 第90-5項について、金融保証契約の発生の認識時の価額と前受保証料との関係の理解が難しい文章となっていると考える。この点、「前受保証料を時価とみなすことができるものと考えられる」という記載を「前受保証料を時価とみなして、発生の認識時の価額とすることができるものと考えられる」に修正した方が金融保証契約の発生の認識時の価額と前受保証料との関係を理解しやすいと考える。

(金融商品実務指針の改正案についての意見)

15. 第57-2項(3)の実効金利法における利息法に関する記載について、利息の配分方法の記載に異論はないものの、どの部分を帳簿価額に加減するかについての現行の金融商品実務指針における文言が削除されており、未収利息を帳簿価額と別に表示するか否かとい

- う点に影響が及ぶ可能性がある」と認識している。この点、実務を変えないのであれば現行の金融商品実務指針の帳簿価額への加減に関する記載を加える必要があると考える。
16. 第 57-7 項の「融資の取決めを行う」という表現について「実行」又は「引出し」という用語を用いた方が適切であると考ええる。
 17. 第 57-8 項(3)の「融資パッケージのどの部分も自分では保持しない」という表現について、取りまとめを行ったローンの一部を保有する場合、取りまとめを行った全てのローンに対して企業が受け取るローン・シンジケーション手数料が金融商品の実効金利の不可分な一部ではない手数料に該当しないという解釈が生じることを懸念するため、表現の見直しを検討して頂きたい。また、「自分」は「自己」、「保持」は「保有」とする方が適切であると考ええる。
 18. 第 57-10 項に関して、実効金利の計算に含まれなかった未収手数料の予想信用損失の算定における取扱いを確認したい。特に、常に全期間の予想信用損失に等しい金額により算定されるのかが理解しにくいと考える。この点は予想信用損失の算定においては大きな論点とはならないと考えるものの、リスク・エクスポージャーの開示においてどの区分に含めるかという点に影響があるため、明確化して頂きたい。
 19. 第 120 項の信用減損金融資産にかかる未収利息を不計上とすることができる定めについて、第 301-4 項の結論の背景から税務上の取扱いを意識していると読めるものの、現行の金融商品実務指針第 119 項のように未収利息を不計上とする明示的な延滞期間を示した方がよいと考える。
 20. 第 120 項からは一般論として信用減損金融資産にかかる未収利息を不計上とすることができる読めるものの、第 301-4 項からは、第 120 項の定めは実効金利に代わり約定金利を用いる場合に配慮した定めであるようにも読める。この点、第 120 項はステップ 4 の金融機関を対象とした記載か、一般論としての記載か確認したい。
 21. 第 275 項は満期保有目的の債券だけではなく、その他有価証券も対象とした記載であると考えられるため、現行の実務を変更しないのであれば「実効金利法における」は加えない方がよいと考える。
 22. 第 294-4 項の「購入又は組成した信用減損金融資産のうちトレーディング目的で保有するもの」に関する記載については、現行の金融商品実務指針を踏まえると信用減損金融資産に限定される取扱いではないと考えられる。このため、金融商品実務指針を変更せず、「債権のうちトレーディング目的で保有するもの」とした方がよいと考える。修正す

る場合には、購入又は組成した信用減損金融資産の償却原価法について定めている第 294-4 項ではなく、第 294-3 項にこの点を記載することが考えられる。

(時価開示適用指針の改正案についての意見)

23. 開示例 3 の「2. 金融商品の時価等に関する事項」の(注 3)の「金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額」における「信用減損債権のうち、償還予定額が見込めない xxx 百万円は含めていない。」という記載について、信用減損債権について償還予定額が見込めるか検討したうえでこの注記を作成することを意図しているのか確認したい。

(収益認識会計基準及び収益認識適用指針の改正案についての意見)

24. 収益認識会計基準第 79-2 項については IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS 第 15 号」という。)と同様に損益計算書における金額を注記することを意図していると理解しているものの、「予想信用損失引当金の計上額及び直接減額の種類」という表現にはストックの金額を示す用語も含まれていると考える。また、直接減額の種類は貸倒引当金戻入と相殺されるため、必ずしも損益計算書の金額と一致しないと考えられる。この点、損益計算書の金額を注記するような記載に修正した方がよいと考える。
25. 収益認識適用指針第 106-8 項の「残高」という用語について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等においては、評価性引当金の表示について科目ごとに控除する方法と一括して控除する方法があることから、「残高」の意味は一意に定まらないと考える。一方、この「残高」が帳簿価額を意味するならば、IFRS 第 15 号においては貸倒引当金控除後の金額を意味していると考えられる。この前提に基づくと、貸倒引当金が計上されていた債権を直接減額した場合は債権の残高の重要な変動を構成しない可能性があるため、「(5)契約資産の直接減額」をあえて例示する必要があるか疑問がある。

(リース会計基準及びリース適用指針の改正案についての意見)

26. リース会計基準 BC57 項は、ファイナンス・リースの見出しの下にあるため、「リースにより生じた債権」にオペレーティング・リースから生じた債権が含まれるか理解が難しいと考える。この点、「リースにより生じた債権」にはオペレーティング・リースから生じた債権が含まれることを明示した方がよいと考える。
27. リース適用指針第 36-2 項について、回収不能見込額に基づいて算定された貸倒引当金を設定することを明示することに同意する。この点、予想信用損失に基づいていなくとも貸倒引当金として表示されるため、誤解が生じないようにこのような貸倒引当金について予想信用損失適用指針における開示が求められるか明示した方がよいと考える。

